

# お知らせ

information

2018

# 12

## ■乳がん検診、骨粗しょう症検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程で各種検診を実施します。

### ◆乳がん検診、骨粗しょう症検診

検診料金は徴収しません。生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は減免制度があります。詳細は問い合わせください。

実施日／平成31年1月29日(火)、30日(水)

### 受付時間

8時30分、9時30分、10時30分、12時30分、13時30分、14時30分

※乳がん検診は平成29年4月以降に市の同検診を受けた方は受診できません。

※どちらかの検診のみ受ける事も可能です。また、2つの検診を同日に受けることも可能です。

※市内市国民健康保険加入の方は、助成制度により

## 対象者及び検診料金

### ■乳がん検診

| 対象者                                | 検診料金   |
|------------------------------------|--------|
| 40～49歳の女性                          | 2,500円 |
| 50～74歳の女性                          | 2,000円 |
| 75歳以上の女性                           | 無料     |
| <b>検診内容</b><br>マンモグラフィー検査(乳房のX線検査) |        |

### ■骨粗しょう症検診

| 対象者                                     | 検診料金 |
|---|------|
| 30歳以上の女性                                | 700円 |
| 60歳以上の男性                                |      |
| 75歳以上の市民                                | 無料   |
| <b>検診内容</b><br>骨密度測定装置(超音波)によるかかとの骨量の測定 |      |

市が発行している「乳がん検診無料クーポン券」をお持ちの方は、ぜひ、ご利用ください。

### 申し込み・問い合わせ

市健康づくり課健康推進グループ  
☎23・4000

### 場所／保健福祉センター

(中央4丁目16番2号)

## ■宝くじは地域のお役に立っています

このたび、恵北町内会は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により、町内会活動で使用するためのテントやテーブル、イスなどの備品を整備しました。

この事業は、同センターが宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とし、住民のコミュニケーション活動を促進し、その健全な発展を図ると

### 整備した器具一覧

| 品名   | 数   |
|------|-----|
| テント  | 4張  |
| テーブル | 25台 |
| イス   | 82脚 |
| 台車   | 1台  |
| ウエイト | 22個 |



もに、宝くじの普及広報を目的に行われています。今回の整備によって、コミュニティ活動がさらに盛んになり、地域の活性化に寄与することが大いに期待されます。

### 問い合わせ

市地方創生課まちづくり協働グループ  
☎23・6471



## ■市税・使用料等の納め忘れはありませんか？

市では、10月～12月を「滞納整理特別強化月間」として、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。すでに納期が経過して未納となっている税金等には、延滞金がかかります。納付または連絡のない方については、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査等、財産調査を実施して、差し押さえを

### ◆平日に納税相談ができない方は…

休日でも納税相談を行いますので、事前にご連絡ください。

### ◆日中に納税相談ができない方は…

12月28日(金)までの期間、平日17時30分～19時まで夜間納税相談を実施しています。

### 問い合わせ

- ① 市税
- ② 国民健康保険税
- ③ 介護保険料
- ④ 後期高齢者医療保険料
- ⑤ 保育料
- ⑥ 学童保育料

- ⑦ 学校給食費
- ⑧ 市営住宅使用料
- ⑨ 市営住宅駐車場使用料
- ⑩ 土地貸付料
- ⑪ 建物貸付料
- ⑫ し尿処理手数料

市税等(①②)は…市税務課納税グループ  
☎23・6395  
使用料等(③～⑫)は…市税務課税外グループ  
☎23・6396

## ■道税の納め忘れはありませんか？

北海道総合振興局では、自動車税などの道税を納期限が過ぎても納付されていない方に対し、勤務先への給与照会や金融機関への預貯金等の調査を行った上で、差押えを執行しています。

納め忘れがある場合は、至急納税してください。

### 問い合わせ

総合総合振興局税務課  
☎333・2520

## ■事業主の皆さんへ 北海道からのお知らせ

### ■個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし納入する制度です。事業主(給与支払者)は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収する必要があります。(地方税法第321条の4)

### ■問い合わせ

総合総合振興局税務課  
☎333・2520  
市税務課市民税グループ  
☎23・6392

### ■特別徴収の手続きに関する問い合わせ

天引きしているからね

